

起案用紙（産業建設常任委員会記録用）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和4年3月25日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和4年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 04			<input type="checkbox"/> 時限非公開 ()			
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和4年3月16日(水)		
				会議時間	15時00分～15時31分		
出席委員	委員長	宮本 幸輝		委 員 廣瀬 正明			
	副委員長	山下 幸子					
	委 員	小出 徳彦					
	委 員	山崎 司		欠席委員	委 員 酒井 石		
	委 員	大西 友亮					
その他	委員外委員	松浦 伸					
執行部出席者	観光商工課長	朝比奈雅人					
	まちづくり課長	桑原 晶彦					
	まちづくり課長補佐	山崎 賢一					
	まちづくり課道路管理係長	宮本 雄史					
	支所長	篠田 幹彦					
	産業建設課長	渡辺 昌彦					
	産業建設課長補佐	田中 邦典					
産業建設課産業振興係長	田辺 秀樹						
事務局	事務局長	西澤 和史					
	事務局長補佐	桑原 由香					
記 録							
令和4年3月16日に産業建設常任委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた「第 34 号議案 四万十市アロエ製品加工施設条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：渡辺産業建設課長】

西土佐にあるアロエ製品の加工施設の使用料を改正するもの。固定資産税の評価替えを3年ごとに行っており、それに合わせて使用料改正を行ったもので、アロエ製品の加工施設の月額使用料を、20万6,100円から、月額18万5,400円に改正するもの。

【質疑：廣瀬委員】

料金を下げていくということは建物の劣化等か。

【答弁：渡辺産業建設課長】

建物と土地の評価が下がったことに伴い使用料が下がっている。

【質疑：廣瀬委員】

相手のあることで、条例が4月1日からの改正で、どのくらい前から話し合い等されてきたのか。

【答弁：田中産業建設課長補佐】

当施設は旧十和村、大正町、西土佐村で、合同で設立したもので、それに合わせて、昨年度より、評価替えに当たり、財源は我々が統括して管理しているので、四万十アロエ株式会社、現四万十町とお話をして、議案を上げさせていただいた。

【質疑：広瀬議員】

1年数か月かけて準備をされて、9月1日に向けて、議案を出されたという認識で良いか。

【答弁：田中産業建設課長補佐】

昨年9月ぐらいから、算定を始め、年末ぐらいに、四万十町も予算の関係があるので、具体的な金額を示させていただいた。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第 35 号議案 四万十市ふれあいの館設置条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：篠田西土佐総合支所長】

施設の名称は、ホテル星羅四万十という名称で、このホテル星羅四万十は、三階建ての建物で、そのうち、二階部分に一部屋上があり、ルーフトップということで、今回出させていただいた。約100平方メートル程度の屋上の場所である。現在、バーベキューのスペースの予算をお願いし、設置を進めている。このバーベキュースペース、ルーフトップの利用料金の上限額を定めるもの。また今回、一時利用として、イベント開催や飲食で1時間税込みの3,080円の設定で、上限額の設定である。

近隣で同じようなバーベキューの施設がないかと確認したが、物件がなかった。ヤシイパークにバーベキューサイトというのがあり、ここが1時間貸出しで、税抜で700円余り。本市も1時間800円という設定をした。大体1回当たり1,000円程度で貸し出してる施設が多い。ホテルの場合は、ただ貸し出すということもあるが、ホテルイベントとして、パックとし、そこにお客さんを呼び込むと、そういったときには、ホテルスタッフは2名程つく予定。あわせてバーベキューについて語る方、検定に合格されている方を、そこに雇っていきたい。ワイン、お酒、肉、野菜の説明、色々なことに説明を加える場にしていきたい。そういうことも含めて、年間数十回の開催を予定している。

【質疑：山崎議員】

これのPRはいつ頃から、どのような形でやっていくのか。

【説明：篠田西土佐総合支所長】

施設を今作っているので、令和4年については、一定練習ということでやっていきたい。本格的に呼び込むのは、来年、令和5年度に向けて、令和4年に段階等を踏み、令和5年度に向けて本格的にやっていく。令和4年の夏過ぎぐらいから、本格的に次年度に向けて、呼び込みをしていくようになる。

【質疑：大西議員】

普通のバーベキューで借りるというよりは、イベントで借りるということなのか。

友達らでバーベキューしようという感じではなく、イベントとして、そのスペースを活用していくということなのか。スタッフもついて。

【説明：篠田西土佐総合支所長】

ホテル側が宿泊込みで、一つのプランとして、夕食をバーベキューでやろうというときには、指導者なりをつけ、ある程度お金もかかると思う。二つ目には、ホテルは企画させて、例えば10名から20名呼んで、そこでバーベキューをするなど、イベントというのはあると思う。もう一つは、民間の方が、例えば、歓送迎会とかにバーベキューをやりたいので、そこを使わせてくれといったときには、指導者はつけないというようなパターンがあると思う。先ほどお話しした指導者をつけるのは、ホテルがプランとして、つくった時ということ。

【質疑：大西議員】

ルーフトップというのは、要は星羅四万十がつくってほしいということか。お客さん呼び込むために。やっぱそういうプランを考えていきたいなというところで、この設置ということで良いのか。星羅四万十とキャッチボールした上で、つくってほしい。

【説明：篠田西土佐総合支所長】

ルーフトップの活用については、以前から、ホテル星羅四万十、四万十企画が管理している。その中でも話があったように聞いている。他方、バーベキューのプロジェクトが現在あり、そこの方から提案もあって、ホテル側と提案が合致した。

【質疑：広瀬議員】

料金がわかりにくかった。例えば20人で大人ばかり利用した場合、施設使用料として、いくらになるのか。

【説明：篠田西土佐総合支所長】

20人が使う予約の場合、上限額3,080円なので、1時間で3,080円、2時間で6,160円、ということ。5名以上で人数に関係なく同じ料金ということ。

【質疑：小出議員】

例えば一般の宿泊込みで、色々なケースがあると思うが、例えばバーベキューだと、食材とか飲物とか、自由にできるのか、それともホテルから利用申込みしなくてはならないのか。

【説明：篠田西土佐総合支所長】

ホテルの管理する四万十企画としても、食品衛生上のことあるし、基本的にホテルが用意する。持込みしてやれるスペースには、四万十ひろばにもございますので、持込みでやる方はそちらに行ってください。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第38号議案 四万十市道の駅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の審査を行った。

【説明：渡辺産業建設課長】

道の駅「よって西土佐」の展望デッキについて、バーベキュースペースを利用できるように整備を行っている。道の駅の国道 441 号を挟んで川側にデッキがあり、そちらをバーベキューができるように改修工事をしており、ほぼでき上がった。利用料金を今回新たに追加設定するもので、近隣類似施設の利用料金を参考に、バーベキューグリルの利用料として設定をしている。燃料費を含めて、1 回大体 2 時間程度が見込まれ、利用料金 500 円前後の施設が多いということから、今回、利用料金の上限を 1 時間 550 円として設定をした。近隣の施設とは、四万十町大正の「ウエル花夢」というキャンプ場でバーベキューコンロ台が 1 回 800 円、かわらっこは 1,000 円、とまるっとは 800 円となっている。

【質疑：山崎議員】

横山という肉屋がありますが、あの裏でやっていますが、有料でやっているのか。

【答弁：渡辺産業建設課長】

有料でやっている。

【質疑：小出議員】

バーベキューは今整備しているところでの使用なのか、それとも道の駅周辺は、敷地内のどこでもかまんののか。

【答弁：渡辺産業建設課長】

基本、今整備しているデッキ内のみ。予約制で。

【質疑：大西議員】

食材も道の駅で用意してくれるのか。例えば、道の駅が全部用意してくれるのか。

【答弁：渡辺産業建設課長】

予約いただければ道の駅で用意する。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第 43 号議案 四万十市道路線の廃止について」、「第 44 号議案 四万十市道路線の認定について」は、関連するので、一括で審査を行った。

【説明：桑原まちづくり課長】

当該路線は下田中学校から中医学研究所につながる道路で、いやしの里などの建設のとき、工事用道路として整備され、以後、中医学研究所であるとか、いやしの里への進入路として、観光商工課で管理されていた。その後、令和元年 6 月に、県道との交差部から東側、図面で言うと右側に向かい公園から宅地化が進み、権利者から道路用地の寄附申出もあったことから、図面のとおり市道認定するもの。中医学研究所まで市道認定をしたいと考えている。中医学研究所との間が県の公園用地であり、協議が整わなかったことから、県道、市道の認定を見合せていた。この公園用地について、県と協議を進めた結果、公園としても兼用工作物として公園園路としても活用するであろうとのこと。市道としても使えるだろうということで、管理協定を結び、この 82 メートルを足して、延長 139 メートルで市道認定を行うもの。

続いて、44 号議案については、下田の路線を除く、有岡の道路 8 路線の市道認定を行うもの。有岡地区の四万十看護学院の下にある団地、民部の里内の街区を形成する区画道路を市道認定するもの。これまで約 20 年間にわたり地区から指導するよう要望を受けており、市としても、平成 24 年から 28 年にかけて、地籍調査を実施し、道路地と民地の境界を明確にした。また、地区でも区長さんを中心として地区関係者の方々が、権利者と粘り強く交渉していただき、この 8 路線の用地を市へ寄附していただけたということが確認されたことから、市道として認定し、民生の安定を図るもの。

【質疑：小出議員】

用地については寄附と言ったが、全部寄附で用地買収等はなかったのか。

【答弁：桑原まちづくり課長】

一部、水道施設のある下のところに、市が誤って側溝を入れて民地側に側溝が食い込んでおるところがあり、そこだけは、市の都合で買収した。それ以外のところは全て寄附。

【質疑：山崎議員】

上の端に2軒家があるが、これは市道になってない。何か理由があるのか。

【答弁：桑原まちづくり課長】

本来ここも市道として認定したかった。寄附が受けられなかった。この部分については、一括して許可を受けたかったが、区長さん方も相当頑張っていたので、これ以上もう限界だろうというところまできたので、今回判断させていただいた。

採決の結果、全会一致で第43号議案は原案のとおり可決すべきもの、第44号議案は原案のとおり認定すべきものと決した。

— 小 休 —
— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。